

【Ⅲ－１ 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給の確保等－⑪】

⑪ 在宅血液透析指導管理料の見直し

第1 基本的な考え方

在宅血液透析患者に対する適切な治療管理を推進する観点から、在宅血液透析指導管理料について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

在宅血液透析指導管理料について、患者等に対する教育や在宅血液透析に関する指導管理の実施に当たっては、日本透析医会が作成した「在宅血液透析管理マニュアル」に基づいて行うことを要件化するとともに、当該管理料の評価を見直す。

改定案	現行
【在宅血液透析指導管理料】 10,000点	【在宅血液透析指導管理料】 8,000点
[算定要件] (5) <u>日本透析医会が作成した「在宅血液透析管理マニュアル」</u> に基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、 <u>当該マニュアル</u> に基づいて在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。	[算定要件] (5) <u>関係学会のガイドライン</u> に基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、 <u>当該ガイドライン</u> を参考に在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。